

第 27 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会

① 開催概要

日時	令和 7 年 8 月 8 日（金） 10 時 00 分～11 時 40 分
場所	大宮区役所 2 階 201・202 会議室
出席者	【学識】 ・ 埼玉大学 理工学研究科 名誉教授 久保田 尚 ・ 埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文 【交通管理者】 ・ 埼玉県警察本部 交通規制課 課長 小野瀬 孝 谷 賢治（代理） ・ 大宮警察署 交通課 課長 村上 崇 萬年 克己（代理） 【道路管理者】 ・ さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 安倍 勝仁 大和谷 敦史主査（代理） 【沿線自治会】 ・ 吉敷町 1 丁目自治会 会長 関口 彰一 ・ 吉敷町 2 丁目自治会 会長 星野 弘 ・ 吉敷町 3 丁目自治会 会長 松雪 三十二 ・ 吉敷町 4 丁目自治会 会長 駒林 哲也 ・ 浅間町 1 丁目自治会 会長 土屋 剛 ・ 浅間町 2 丁目自治会 会長 宮野 豊之 武井 功（代理） ・ 大門町 3 丁目自治会 会長 逸見 裕一 ・ 仲町三丁目自治会 会長 岡部 昌寿 ・ 東町 1 丁目自治会 会長 小林 正利 ・ 下町明美会長 会長 井上 健悟 【協議会】 ・ 氷川の杜まちづくり協議会 会長 山田 とも子 ・ " 会員 西岡 康一 ・ " 会員 桑田 仁 ・ " 会員 染谷 伊久夫 ・ " 会員 森下 喜弘
欠席者	-
配布資料	・ 次第 ・ 委員名簿、席次表 ・ 資料 第 27 回氷川参道歩行者専用化検討協議会資料 ・ 参考資料 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱

②議事要旨

発言者	内容
議題1 歩行者専用化の進捗状況について	
●車止めのプレートについて	
委員	・車止めプレートの文言が分かりにくい。文字が多すぎる。 ・プレートに「自転車走行交通ルール」とあるが交通ルールが分からない人もいる。 ・自転車が走ってきてパッと目に入らないので、「歩行者優先」だけで十分である。
事務局	・分かりづらいというご意見は以前からあったため、今少しずつ既存プレートも変更している。 ・今後新たに設置するものに対してはまた後ほど説明する。
委員	・この先車道あり、自動車注意というのもわかりにくい。
座長	・プレートの記載内容については後ほど説明する。
●規制について	
委員	・参道について、今は一方通行だがその規制がなくなるということか。
事務局	・その通りである。歩行者専用化に伴い一方通行でなくなるため、相互通行は可能となる。
委員	・許可車両が参道の出入りをする際に両方から来るとすれ違う時に危険性が伴うのではないか。
座長	・許可証がある限られた方の車両のみの通行となるためご理解いただいた上で通ってもらう。 ・幅が6mほどあるのですれ違いできなくはない。
委員	・道路面の整備イメージは、半分車道半分歩道のイメージか。中区間と同じと考えて良いか。 ・車が少ないとはいえ通るので、より安全に配慮する必要がある。
事務局	・現在検討中である。今後も意見を頂いていきたい。
●許可申請について	
委員	・歩行者専用化の許可申請はまとめて行政が行うということだが、初年度だけか。それとも継続的に行うのか。
事務局	・初年度や更新時の申請も行政がサポートすることを検討している
座長	・自転車問題の意見がある。歩行者と自転車を分けるのも1つの案としてあるが、これから議論していく。 ・中区間に関して、今は歩行者用道路の補助標識で「自転車を除く」となっている。自転車は通っても良いが、徐行しなければいけないというルールになっている。
●車の対策について	
委員	・現在車道と歩道の部分にポールがあるが、歩行者専用化になったらこのポールはなくなるのか。

発言者	内容
事務局	・今後検討していく。
委員	・車止めを 3m空けて設置している部分について地元じゃない人は標識を見ずに入ってきてしまうのではないか。このように半封鎖でないといけないのか。
事務局	・許可車両の負担をなくすために車止めの間隔をあけている。なお、許可車両以外の車両は進入禁止となっており、車止めにもメッセージは入れる予定である。加えて看板などの設置や、通り抜けできないという旨も併せて周知していく。
委員	・現在高齢者の高速道路の逆走問題が非常に問題になってきている。そういった人は看板を見ない。その対策はどうするのか。
座長	・これに関してはフタをあけてみないと分からない。実際に通り抜けもできないので、入ってくる人はいないだろうという想定でこのような提案になっている。 ・仮に入ってきた場合はルール違反となるので、それを防ぐための対策は取る必要がある。ただし、どうなるかまだわからないため様子を見るということしかできないと思う。 ・あらゆる心配をして厳重に固めてしまうと相当不便になってしまうので、規制をかけてから、必要なことをやっていく。
委員	・地元じゃない人は入ると思う。その際に抜け道がなければバックで事故を起こすといったことが出るのではないか。
座長	・責任は明らかに交通規制がかかった場所に入る車両にある。 ・ただ、あまりにも頻発することがあれば、本協議会で対策を考えていく必要がある。
●キックボードなど安全配慮について	
委員	・電動キックボードなど、新たな乗り物も出てきており、進入の懸念がある ・一の鳥居の近くに飲食店があるが、参道側から入ることができない。なので植え込みを渡ってお店に入れたらよいと思う。
事務局	・キックボードについては、歩行者専用化した場合には交通規制が適用され徐行の義務が自転車同様にある。これに関しては自転車同様に周知をしていく必要があると考えている。 ・神社の敷地への出入りについては、基本的に神社の判断で許可を出すものになるので、神社と直接やり取りしてもらうことになる。
●規制方法について	
委員	・参道的一部分を袋小路とした場合、道路として認められないのか。
委員	・袋小路であっても道路である。
委員	・道路として認められるならば、歩行者専用化の規制をかけずに袋小路化して親戚や他の事業者などの許可証不要にできないか。
座長	・許可証不要とした場合、歩行者専用の規制が出来ず歩行者は道路の右側を通行することになり、真ん中を歩くことができなくなる。
委員	・徐行義務がなくなる。
委員	・参道の脇並木敷きは神社の土地で神社の承諾を得たうえで通行ができる。神社が「そこは通さない」と言った場合、車両は通ることができなくなる。 ・参道に接している建物について、神社所有の並木敷きが道路と民地の間にあり普通なら道路に接道していないので建築許可がおりない。特別に許可

発言者	内容
	をおろして建物が建築されている。ここに住んでいる人はそれを分かっているので車が通れなければ財産価値が下がるというようなことは話が通らない。
委員	・ 昔どういった経緯で建ったのか、神社の用地を通らないと建物に入れないのは確かである。どうやったか分からないが、少なくとも建ったということは許可がおりたということではある。
委員	・ 個々の建物の建築経緯は様々あると思うが、総じて参道であるということで歩行者が安心して神社までお参りするため、歩きながら心を整えていく道路である。 ・ 氷川神社への参道として、30年くらいかけて議論し歩行者専用化に向けて取り組んで来た。そのため、一定の方には不便をかけることは間違いないが、それを何とか乗り越えていく必要がある。 ・ 主要な交差点から交差点までの間に途中で規制を変えるということは考えづらい。基本のルールに当てはめた上で良い案に落ち着いていくのが大事。引き続き事務局で調整をしてもらいたい。
委員	・ 普段、参道を利用する配達の手など、少し離れたところに停めて参道を利用せず搬入搬出を行えばよい。そのような業者が来るなどの話を聞いていたら際限がなくなる。 ・ 少しの不便は容認すべきでは無いか。
議題2 地域内外へのPRについて	
委員	・ 車止めに添架するプレートは分かりやすく簡潔なものがよい。
委員	・ 自転車は本来左側通行ではあるが、道路にペイントしただけで左側を徐行しながら走ってくれるようになるのか疑問。 ・ 自転車やキックボードの通行方法や安全確保の方法はどのように考えているか。
事務局	・ 景観への配慮を含めて今後とも議論していきたいと考えている。
委員	・ 氷川参道は観光の目玉にもなると思うインバウンド等の対策もしっかり議論していきたい。
座長	・ 非常に大きなテーマだと思うので、継続して議論していきたい。
委員	・ インバウンドなども来るということで、ピクトグラムをうまく工夫して作れないか。 ・ 図でわかりやすくすれば、子供でも外国の人でもわかりやすいと思うので検討して欲しい。
委員	・ 現在、自転車がスピードを出して通行しているが、当初はこれほどとは想像していなかった。 ・ マラソンランナーもスピードが速く怖い場面があるが、最近では減ってきたようで看板などの周知は効果があったように思う。
委員	・ 犬の散歩の方をよく見るので、犬のトイレマナーもピクトグラムみたいなものがあるといいと思う。 ・ 景観に合うもので、落ち着いた雰囲気表現できればいいと思う。
委員	・ 今後出す予告看板もわかりやすく掲出する必要がある。そうすれば歩行者専用のアピールにもつながる。
委員	・ 自転車向けの「徐行」という文言について、子供が漢字を理解できるか。そのため、わかりやすい表現をすることが必要。

発言者	内容
座長	・一の鳥居の部分の車止めは、景観上非常に大事なのでデザインの工夫も必要と考える。
事務局	・今後も相談して検討していきたい